

行政資料閲覧コーナー設置要綱の制定について（例規通達）

富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）に基づき、積極的な情報公開の推進に資するための情報の提供施策として、別添のとおり「行政資料閲覧コーナー設置要綱」を制定し、平成14年4月1日から施行することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

行政資料閲覧コーナー設置要綱

1 趣旨

この要綱は、富山県情報公開条例第32条第3項の規定に基づき、行政資料閲覧コーナーの設置等について必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) この要綱において「行政資料」とは、統計書、報告書、答申書、案内書などの文書、図画及び電磁的記録であって、富山県公安委員会及び富山県警察の職員が作成し、又は国や他の地方公共団体等から取得したもののうち県民の利用に供することが適当と認められるものをいう。

(2) この要綱において「所属」とは、警察本部の課、室、隊、所及びセンター並びに警察学校並びに警察署をいう。

3 行政資料閲覧コーナーの設置

(1) 行政資料の閲覧及び写しの提供（以下「閲覧等」という。）のための施設として、警務部警察相談課情報公開窓口（以下「情報公開窓口」という。）に行政資料閲覧コーナー（以下「閲覧コーナー」という。）を置く。

(2) 閲覧コーナーには、行政資料を配置するものとする。

(3) 情報公開窓口は、警務部警察相談課長（以下「警察相談課長」という。）が管理するものとする。

4 行政資料の送付

(1) 所属の長（以下「所属長」という。）は、行政資料を作成し、又は取得したときは、その都度、当該行政資料を警察相談課長に送付するものとする。

(2) 警察相談課長に送付する行政資料の部数は、7部とする。

(3) 前項の規定にかかわらず、作成し、又は取得した部数が少ないことなどの理由により、所要部数を送付することができない場合は送付可能な部数を送付し、1部も送付できない場合には行政資料登録票（別記様式第1号）を送付するものとする。

5 行政資料目録の整備

警察相談課長は、行政資料目録（別記様式第2号）を毎年作成し、閲覧コーナーに備え置くものとする。

6 行政資料の閲覧等

(1) 閲覧コーナーに配置した行政資料は、県民の利用に供するものとし、県民は自由に閲覧することができるものとする。この場合において、警察相談課長は、利用状況の調査等のため、閲覧者に対し閲覧票（別記様式第3号）の提出を求めることができるものとする。

(2) 情報公開窓口においては、依頼に基づき行政資料の写しの提供を行うものとする。この場合において、写しの提供に要した費用は、依頼者が負担するものとする。

7 閲覧コーナーへの配置等

警察相談課長は、所属長から送付された行政資料各1部を閲覧コーナーに配置し、富山県経営管理部文書学術課長に6部を送付するものとする。

8 配置期間

行政資料の閲覧コーナーにおける配置期間は、警察相談課長が定めるものとする。

9 行政資料の廃棄等

警察相談課長は、その管理にある行政資料について、配置、保管又は保存を続ける必要がなくなつたと認めたときは、これを廃棄することができる。

10 行政資料の調査等

警察相談課長は、閲覧コーナーの利用状況及び所属における行政資料の作成又は取得状況の調査等を行うことができる。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、行政資料の提供施設の整備等に関し必要な事項は、警察相談課長が別に定める。

様式第2号

管理番号	行政資料名	担当所属	作成年月	発行所	配置場所

様式第3号

閱 覧 票	
氏名 _____	
_____ 市町村	
行 政 資 料 名	コピ―等
備 考	(受 付)

※この様式の大きさは、A5判とする。